

流山市農業委員会
平成23年第4回
総会議事録

平成23年4月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成23年第4回総会議事録

1 期 日 平成23年4月25日(月)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 10番 渋谷 辰夫

11番 戸部 源房

5 出席委員(15名)

1番 水野 敬久

2番 藤井 俊行

3番 坂巻 忠志

4番 中村 敏則

5番 大作 榮

6番 根本 隆

7番 小林 常男

8番 須郷 英夫

10番 渋谷 辰夫

11番 戸部 源房

12番 秋間 高義

13番 石井 勇

14番 大塚 侃

15番 吉田 松衛

16番 高市 正義

6 欠席委員(1名)

9番 水代 啓司

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美

次長 吉田 勝実

次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第15号	農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用) ……………	1
(2) 議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) ……………	4
(3) 議案第17号	農用地利用集積計画の決定について ……………	8
(4) 議案第18号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について ……………	12
(5) 報告第9号	合意解約の通知について ……………	9・14
(6) 報告第10号	専決処理の報告について ……………	14

開会 午後3時00分

高市議長 定刻になりましたので、それでは、ただ今から平成23年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、9番、水代委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。10番、渋谷委員、11番、戸部委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名をいたします。本日の会議の書記として岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第15号の「農地法第4条の規定による許可申請について」から議案第18号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」までの4議案について、御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第9号の「合意解約の通知について」から報告第10号の「専決処理の報告について」の2項目について御報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御意見、御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページでございます。

議案第15号

農地法第4条の規定による許可申請について（恒久転用）

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年4月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに申請者でございますが、申請者は流山市名都借に在住されている方で、職業は農業でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市名都借の畑、1筆で申請面積は1,031㎡の内784.82㎡でございます。

転用目的につきましては、市立東小学校に勤務する教職員のための貸し駐車場用地とするものでございます。

議案案内図につきましては、1ページと2ページでございます。

今月の4条許可申請につきましては、以上の1件でございます。よろしく御審議をお願いします。

以上です。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案については、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、転用目的につきましては、貸し駐車場を建設しようとするものであります。

申請理由でございますが、申請地の北に位置する流山市立東小学校の正門脇に、東部地域図書館建設事業が進められておりますが、当該建設予定地は、東小学校の教職員駐車場として利用されてきた場所であります。

しかし、東部地域図書館の建設により、駐車場の利用ができなくなることから、教職員の通勤用車両の駐車場約30台分の確保が必要となり、東小学校校長から申請者に協力要請があったことから、当該申請地に貸し駐車場を整備するものでございます。

申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、流山市立東小学校及び東部出張所の南東約100m以内に位置し、周囲は、農地、宅地となっております。住宅等が連たんしている区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に利用計画でございますが、申請地の表土を転圧し、碎石を15cmの厚

さに敷き、区割りはロープで明示するものでございます。また、外周はフェンスで囲い、場内照明灯を2基設置するものでございます。

周辺への被害防除対策といたしましては、雨水は、場内は砕石のため、地中浸透処理とし、隣接地への土砂の流失を防止するため、H型鋼親杭と矢板を埋設するとのことでもございました。

また、駐車場の路盤が傾斜地であることから、南側農地へ雨水が流出するときは、駐車場内に浸透枡を設置して対応するとのことでもございます。

駐車場整備に要する資金は、325万5千円で、全額自己資金で対応するとのことでもございまして、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、該当ございませんが、時間帯通行規制区域内に駐車場を設置することから、駐車場整備の可否、車両の通行許可申請方法について流山警察と事前協議が行われております。

以上、申請者及びその関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第4条の許可基準となっている「立地基準」や「一般基準」また、「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

11番(戸部委員) 東小学校にいる教職員の駐車場ということで貸すわけですけれども、お幾らで貸すのでしょうか。

小林委員長 賃借料につきましては、月1台5,000円でございます。

11番(戸部委員) それから先ほど傾斜地と言いましたよね。傾斜はどのくらいなんですか。それでその浸透枡で色々な雨の量があると思いますが、大丈夫なんですか。それからもう一つ、隣は畑だと思うんですけども、その承諾はどうなっているんですか。

小林委員長 入口の一番高いところと奥の方の一番低いところとの高低差が大体60cmでございます。それで奥の方は周りが高いため、私共も何回も質問した訳でございますが、池になる恐れがあります。そういうことにならないように、そこに浸透枡を増設して対応するということでもございます。

11番(戸部委員) 隣の畑については。

小林委員長 隣の所有者については、事前にお伺いしたところ、特に御意見等はないということでもございました。

それから、御質問にはございませんでしたが、申請地に接する道路はスクールゾーン区域内にあります。スクールゾーン区域内に設置された駐車場に

出入りするためには、警察の許可が必要であり、警察に許可申請をする必要があるとのございます。それで申請に際しては、利用者個人が車両番号などを流山警察署に登録をして、その車だけが利用できるということのようでございます。

11番（戸部委員）60cmというのかなりの高低差だと思います。雨が降るとほとんど浸透枘では吸収できないと思いますけれども、如何ですか。

吉田次長 こちらの雨水対策につきましては、今委員長からもお答えがありました。まず整備計画については砂利敷きということで、基本的には地中浸透処理、自然処理を基本とするということでございます。奥の低くなっている土地でございますが、この土地も今回の申請者の方の土地でございますが、この残った土地は畑として使って行きたいという希望もあるようですので、当然水浸しになっては困りますので、砂利敷き浸透で処理しきれない場合は、雨水枘を設置して処理をして行きたいということでございました。なお、この土地に隣接する農地につきましてはもう少し高くなっておりまして、その隣接する農地が水浸しになることはないはずでございます。

11番（戸部委員）それではいいです。

高市議長 ほかに質問ございますか。

1番（水野委員）そうしますと、この奥の畑に出入りできるように、上の駐車場からスロープか何かを付けるわけですか。

吉田次長 はい。

1番（水野委員）分かりました。

高市議長 ほかに質問ございますか。

（なしの声あり）

高市議長 質問がないようですので、質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第15号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」（恒久転用）を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページでございます。

議案第16号

農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年4月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに1番でございます。まず、権利者でございますが、権利者は柏市豊四季に在住されている方で、義務者との関係は親子でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市西深井の畑、1筆395㎡で、転用目的につきましては、分家住宅用地とするものでございます。

議案案内図につきましては、3ページと4ページでございます。

次に2番でございますが、権利者は流山市上新宿に在住されている方で、義務者との関係は親子でございます。

次に、申請地でございますが、申請地は流山市上新宿の畑、1筆、458㎡で、転用目的につきましては、分家住宅用地とするものでございます。

議案案内図につきましては、5ページと6ページでございます。

次に3番でございますが、権利者は流山市内において介護支援事業を行っている法人でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市名都借の畑、1筆、495㎡で、転用目的につきましては、社会福祉施設用地とするものでございます。

議案案内図につきましては、7ページと8ページでございます。

今月の5条許可申請につきましては、以上の3件でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが3件であります。

本案については、それぞれ現地調査と権利者及び申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、1番については、移転の原因は使用貸借でございまして、転用目的については、分家住宅を建築したいというものでございます。

権利者は、御主人と御主人の父親の3人家族でございまして、柏市豊四季の共同住宅を借り、生活しているとのことでございます。平成22年3月、御主人の父親が同居することにより、借用している共同住宅が手狭となったことから、家を新築する計画をし、実家に相談したところ、実家に隣接する

申請地を進められ、今回の申請に至ったということでございます。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、江陽台病院の東南約100メートルに位置し、周囲は、住宅等が連たんしている区域に隣接する農地であることから、第2種農地と判断いたしました。資金計画につきましては、建設費及び整地費が約2,800万円で、これに伴う資金につきましては、金融機関からの融資により賄う計画で、御主人名義の融資審査結果通知書が添付されております。

また、御主人の資金を利用するに当たり、本人からの承諾した旨の承諾書が添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法の開発行為が該当し、現在申請中でございます。

次に、2番でございますが、移転の原因は使用貸借でございまして、転用目的については、分家住宅を建築したいというものでございます。

権利者は、義務者の次女でございます。権利者は、義務者である父親及び兄と実家に同居しておりますが、実家の居住スペースが手狭となり、また、後継ぎでないことや、経済的にも自立していることから今回の申請に至ったということでございます。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、東武野田線初石駅の北西約1kmに位置し、周囲は農地となっておりますが、生産性が低い農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。資金計画につきましては、建設費が約2,835万円で、全額自己資金で賄うとのことでございます。金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法の開発行為が該当し、現在申請中でございます。

次に、3番でございますが、移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的につきましては、社会福祉施設を建築したいというものでございます。

権利者は、市内で介護事業を営んでおります。

なお、権利者は、平成16年に法人を設立し、前ヶ崎に本社機能及びデイサービス施設を建設し、平成19年2月には、申請地に隣接する場所に小規模多機能型居宅介護施設を開設し、運営しております。

転用目的につきましては、高齢者のデイサービス事業を備えたグループホームを建設したいというものでございます。

次に、この施設の概要でございますが、1階はデイサービスの機能を持った施設で、2階はグループホームとして9名の入居者が共同で生活ができる施設を建設するとのことでございます。

次に、事業等に係る費用につきましては、施設整備費及び設備整備費等で約1億723万円ございまして、この資金につきましては、流山市補助金3,540万円と自己資金1,583万円と役員借入金5,600万円により賄うとのことでございます。

なお、申請施設につきましては、流山市から、平成23年度認知症対応型共同生活介護の建設事業者として決定した通知書が添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法の開発行為が該当し、現在申請中でございます。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第5条の許可基準となっている「立地基準」や「一般基準」また、「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

11番(戸部委員) 3番の社会福祉施設ですが、これは坪当たり幾らくらいで貸しているのですか。

山口次長補佐 こちらは賃貸借契約でございまして、月額120,000円で契約しております。1坪当たりに換算いたしますと、月額約800円でございます。

11番(戸部委員) 安いと思いますが、何か理由があるのでしょうか。

山口次長補佐 実は平成19年に、この隣接地に小規模の多機能型居宅介護施設を建設しておりますが、その当時も月額120,000円ということで同じ金額で設定されております。今回も義務者、権利者同じ方でございますので、その金額で契約したものだと思われまして。

11番(戸部委員) 分かりました。

高市議長 ほかに御質問ありますか。

1番(水野委員) 隣の小規模多機能型居宅介護施設も今回と同じ経営ですよ。それで隣の施設の土地所有者はどなたでしょうか。

吉田次長 同一地権者でございます。

1番(水野委員) 同一地権者だとしたら、今回借りる場所も道路の接続が必要なのではないでしょうか。

山口次長補佐 今回の施設につきましては、施設の入り口ということで道路に接続しております。前回のとき分筆をしておりますので、それぞれ独立した施設ということで、接道要件がないと建物を建設することはできませんので、その施設の入り口として約4m幅の用地を確保してございます。

1番（水野委員）今まである接道部分では建築できないということでしょうか。

吉田次長 今回の増設部分については、接道要件がないと建物を建設することはできないということでございます。

1番（水野委員）分かりました。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって議案第16号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページでございます。

議案第17号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成23年4月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月は、5件の諮問がございました。

最初に1番でございますが、1番は新規によるものでございまして、利用権を設定する土地につきましては、流山市の名都借の畑、2筆で258㎡でございます。

議案案内図につきましては、7ページでございます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思っております。2番以降につきましては更新によるものでございます。

初めに、2番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市名都借の畑、2筆で1,200㎡でございます。

議案案内図につきましては、7ページでございます。

続きまして、3番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市西深井の田、2筆で2,025㎡でございます。

議案案内図につきましては、9ページでございます。

次に、4番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市西深井の田、2筆で862㎡でございます。

議案案内図につきましては、9ページでございます。

なお、本件の農地につきましては、これに関連いたしまして、合意解約の通知書の提出がございましたので、ここで報告第9号につきましても御説明をさせていただきたいと思っております。

議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

報告第9号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成23年4月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

合意解約の通知がありました土地は、流山市西深井の田、2筆で862㎡でございます。今月の利用集積の4番と同じ農地でございます。受付年月日につきましては、平成23年4月1日でございます。本件の農地につきましては、農用地利用集積事業を活用いたしまして、この合意解約の借受人でございます流山市深井新田の方が今まで耕作を行っておりましたが、耕作の継続が困難となったため、今後は借受人を変更し、今月の利用集積の4番にございます権利者の方がこの農地の耕作を引き継ぐことになったものでございます。これによりまして、今月の利用集積の4番にございますとおり、新たな借受人と利用集積の契約をし直すことになったものでございますが、その前に今までの借受人との契約を解消する必要が出てきたため、合意解約が行われたものでございます。合意解約につきましては、以上でございます。

続きまして、恐れ入りますが、議案書の5ページに戻っていただきたいと思います。

最後に5番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市西深井の田、1筆で986㎡でございます。

議案案内図につきましては、9ページでございます。

今月の利用集積計画は以上でございます。新規と更新の合計といたしましては、5件、9筆で5,331㎡でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

小林委員長。

小林委員長 議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが1件、更新によるものが4件の計5件であります。

最初に新規の1番についてでございますが、権利者の職業は農業で、年齢は37歳であります。また、権利者の営農状況でございますが、耕作面積が約1.1ヘクタールでございます。農業従事者は権利者を含め5名でございます。

次に、現地の状況でございますが、対象農地の畑は耕起が行われた状況でございます。

本件については、3年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、更新分の2番でございますが、権利者は1番と同じ方でございます。

現地の状況でございますが、対象農地の畑は耕起が行われた状況でございます。

本件については、権利者を変更して新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、3番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は54歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約21.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名でございます。

現地の状況でございますが、対象農地の田は耕起が行われた状況でございます。

本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引続き10年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、4番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は69歳でございます。また、営農状況については、耕作面積が約3ヘクタールで農業従事者は、権利者を含めまして3名でございます。

現地の状況でございますが、対象の農地は田で、耕起が行われた状況でございます。

本件については、平成22年12月に権利者が耕作することが困難な状況となったことから、利用権の中途解約となった農地であります。新たな耕作者が3年間の貸借を設定しようとするものでございます。

次に5番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は85歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約2.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名でございます。

現地の状況でございますが、対象農地の田は、耕起が行われた状況でございました。

本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案のうち4番については、石井委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、石井委員に退席を願い、先に審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(石井委員退席)

高市議長 これより、本案のうち4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号のうち4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第17号のうち4番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

石井委員の除斥を解きます。

(石井委員入室)

高市議長 次に、本案のうち1番から3番及び5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いします。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号のうち1番から3番及び5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第17号のうち1番から3番及び5番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第18号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページでございます。

議案第18号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成23年4月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに申請者のお二人は姉妹でございまして、本件土地を相続された方でございます。

申請地につきましては、この相続を受けた土地でございまして、流山市平和台5丁目の畑、3筆、3,862㎡でございます。

買取り申出事由の生じた方は、被相続人で、平成22年11月2日にお亡くなりになりましたが、それまでは農業の世帯主にあった方でございます。

次に、申請者である相続人と被相続人との関係につきましても兄弟でございます。

議案案内図につきましては、10ページでございます。

以上でございます、よろしくお願いたします。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第18号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者代理人からのヒアリングを行っております。

申請理由でございますが、今まで申請者の実の弟又は兄に当たられる方が主となって農業を行ってまいりましたが、平成22年11月2日に当人が76歳で亡くなられたこと、また、同居していた実の妹も平成23年2月26日に亡くなり、それぞれに後継ぎがないことや、農業後継者も居らず、相続人である兄弟二人も遠方に居住しており、農業を継続していくことが困難

なためということでありました。

申請地については、畑、3筆、3,862㎡でございます。

次に、申請地の状況ですが、ホウレン草、ダイコン等が作付けされたままとなっておりました。

最後に、今後の土地の利用計画についてもお聞きいたしました。多額の相続税の支払いをしなければならないため、売却し、この資金を充てて行くものと思われるとのことでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は挙手を願います。

11番(戸部委員) 相当の相続税と言われたんですが、どのくらいでしょうか。それから相続人は兄弟ですね。

吉田次長 まず相続税額でございますが、およそ2億円程度は掛かるのではないかということでした。その相続税の支払いを果たさなければいけませんので、その支払いのために今回制限解除をいたしまして、それを売却いたしまして税の方に充てるという考えのようでございます。

11番(戸部委員) この兄弟の人たちは幾らで売却するのか。2億円出すのですか。

小林委員長 売却し、相続税を支払った残りが約2億円で、一人当たり1億円ほどになるということです。

山口次長補佐 今回、売却に関する総額については、この案内図の10ページを見ていただきたいと思います。この生産緑地に隣接する農地、宅地も被相続人の土地でございます。この土地の全部を相続して、処分して、その相続税に充て、最終的に一人当たり1億円ほどの金額が残るということのようにございます。ですから、面積的には結構広いものでございますし、路線価等の問題もございます。

11番(戸部委員) 面積は全部でどのくらいあるのか。

山口次長補佐 現在、被相続人の所有している農地面積が5,442㎡、宅地が1,300㎡でございます。路線価で計算いたしますと大体7億円ほどの金額が算出されます。

11番(戸部委員) 分かりました。

高市議長 質疑ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第9号「合意解約の通知について」は、議案第17号の4番の議案説明に代えさせていただきます。

高市議長 次に、報告第10号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長

吉田次長 議案書の9ページでございます。

報告第10号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年4月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

これは先月の3月分でございます、6件の届出がございました。

いずれも内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が4件、駐車場が1件、墓地が1件ございました。

以上、6件、9筆、3,058㎡、地目別の内訳といたしましては、田、1筆、602㎡、畑、8筆、2,456㎡ございました。

次に議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら先月の3月分でございます、全部で24件の届出がございました。

内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が18件、贈与が2件、使用貸借が4件でございました。

また、転用目的別といたしましては、住宅用地が22件、駐車場が1件、墓地が1件でございました。

以上、24件、36筆、11,548.7㎡、内訳は田が10筆、3,523.09㎡、畑が26筆、8,025.61㎡でございました。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

11番(戸部委員) 寺の墓地というのは、どういうことなんですか。

吉田次長 これは転用目的にございますとおり、墓地用地ということでございます。この土地につきましては市街化区域内でございまして、以前から墓地として使用されておりますが、手続きの方が済んでいなかったためというものでございます。なお、これにつきましては墓地埋葬法に関する手続きの有無について担当課の方とも協議が済んでいるということで確認をしております。

11番(戸部委員) はい。

高市議長 ございますか。御質問。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成23年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間にわたり慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時59分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成23年4月25日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 渋谷 辰夫

流山市農業委員会委員 戸部 源房